

令和3年度東京都北区健康づくりグループ活動継続支援助成金交付要綱

3北福推第2556号
令和3年10月8日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、健康づくりを目的として、区内で自主的に活動を行うグループが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じた上で実施する自主活動（以下「感染症対策健康づくりグループ活動」という。）の経費の一部を予算の範囲内において助成することにより、新型コロナウイルス感染症影響下での当該グループの活動の継続を支援することを目的とする。

(助成対象グループ)

第2条 この要綱に基づく助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象とするグループは、北区健康づくりグループ紹介紙「健康づくりは仲間づくり」掲載基準（31北福推第1486号健康福祉部長専決。以下「掲載基準」という。）に規定する「2.紹介紙に掲載するグループの要件」を全て満たしている北区健康づくりグループ（以下「健康づくりグループ」という。）であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に東京都北区健康づくりグループ公開講座助成金交付要綱（20北福い第1496号区長決裁）の規定に基づく助成金の交付を受けないグループとする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象経費は、令和3年4月1日から令和4年2月28日までに支出を行った別表に定める経費のうち、第1条の目的に沿うものとして東京都北区長（以下「区長」という。）が必要と認めたものとする。ただし、次に掲げる経費は、助成対象としない。

- (1) 他の制度による助成対象として申請し、交付決定を受け、又は交付された経費
- (2) その他、区長が助成金の交付が適当でないとする経費

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、前条に規定する経費の合計額とする。ただし、上限額を2万円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする健康づくりグループは、令和3年

度東京都北区健康づくりグループ活動継続支援助成金交付申請書（別記第1号様式）に令和3年度東京都北区健康づくりグループ活動実施計画書（別記第2号様式）を添付した上、令和3年11月30日までに、区長に対して申請するものとする。この場合において、平成29年度から令和元年度までの期間に発行した北区健康づくりグループ紹介紙全てに掲載のないグループであって、掲載基準に定める北区健康づくりグループ紹介紙掲載申請書（新規）及び会員名簿を提出していないグループが申請する場合は、掲載基準に定める北区健康づくりグループ紹介紙掲載申請書（新規）及び会員名簿を併せて提出するものとする。

（助成金の交付決定及び通知）

第6条 区長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、交付すると決定したときは、令和3年度東京都北区健康づくりグループ活動継続支援助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により、交付しないと決定したときは、令和3年度東京都北区健康づくりグループ活動継続支援助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該交付申請をした健康づくりグループに結果を通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条の規定による助成金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた健康づくりグループは、助成対象経費の支出完了後、令和3年度東京都北区健康づくりグループ活動継続支援助成金実績報告書（別記第5号様式）及び領収書を令和4年3月10日までに区長に提出するものとする。

（助成金の額の確定）

第8条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その報告の内容が交付決定の内容及び条件に適合するかを審査した上で、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定を受けた健康づくりグループに、令和3年度東京都北区健康づくりグループ活動継続支援助成金交付確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 前条の規定による助成金の額の交付確定通知を受けた健康づくりグループは、令和3年度東京都北区健康づくりグループ活動継続支援助成金請求書（別記第7号様式）により、区長に助成金を請求するものとする。

（助成金の交付）

第10条 区長は、前条の規定による助成金の請求を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該請求をした健康づくりグループに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 区長は、交付決定を受けた健康づくりグループが次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を第3条本文に定める助成対象経費以外の用途に使用したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、令和3年度東京都北区健康づくりグループ活動継続支援助成金交付決定取消通知書(別記第8号様式)により、交付決定を受けた健康づくりグループに通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 区長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施に必要な事項は、健康福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

助成対象経費	経費の内容
感染症対策健康づくりグループ活動のための経費	外部講師に支払う講師料、消耗品購入費、材料費、印刷製本費、郵送経費、有料貸出施設・附帯設備の利用料及び駐車場料金、備品購入費、その他区長が必要と認める経費